

岩手県選挙管理委員会告示第116号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年12月26日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（不在者投票ができる病院等の指定）</p> <p>第41条 令第55条（不在者投票管理者）第2項及び第4項第2号の規定により県の委員会が指定する病院、老人ホーム、<u>身体障害者更生援護施設</u>又は保護施設（以下「病院等」という。）の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 前号の規模を有する<u>身体障害者更生援護施設</u>（<u>身体障害者授産施設及び身体障害者福祉ホーム</u>にあっては、<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条（身体障害者手帳）第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者をおおむね25人以上収容しているもの。</u>）</p> <p>（4） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（不在者投票ができる病院等の指定）</p> <p>第41条 令第55条（不在者投票管理者）第2項及び第4項第2号の規定により県の委員会が指定する病院、老人ホーム、<u>身体障害者支援施設</u>又は保護施設（以下「病院等」という。）の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 前号の規模を有する<u>身体障害者支援施設</u>（<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条（身体障害者手帳）第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者をおおむね25人以上収容しているもの。</u>）</p> <p>（4） [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成18年12月26日から施行する。